

## 質 疑 応 答 書

業務名：広島城天守の木造復元に向けた技術検討業務

| 質 問  | 回 答  |
|--|--|
| <p>1. 【応募資格について】</p> <p>今回の広島城天守の木造復元に向けた技術検討業務公募型プロポーザル手続開始の公示及び広島城天守の木造復元に向けた技術検討業務公募型プロポーザル説明書の応募資格には、広島市競争入札参加資格の登録(工事登録及びコンサルタント業務登録)要件は、求められていないと認識しております。広島市に対しコンサルタント業務登録はしていなくても、今回の技術検討業務の応募資格があるという認識でよいでしょうか。</p>            | <p>【公示 3 応募資格】及び【説明書 5 応募資格】のとおりです。広島市競争入札参加資格の登録は、応募に必要な条件ではありません。</p>  |
| <p>2. 【応募資格確認申請書について】</p> <p>本業務における配置予定技術者の資格(一級建築士)確認方法は、資格者証の写しのみを添付すると考えてよいでしょうか。</p>  | <p>お見込みのとおりです。</p>   |
| <p>3. 【応募資格確認申請書について】</p> <p>再委託予定事業者が提出する書類については、提出方法の記載がございません。提出者の書類に添付して提出すると考えてよいでしょうか。</p> <p>また、提出書類は広島市税の納税証明書(写し1部)(広島市に納税義務がない場合は、申立書(様式7)及び広島市に事業所を有しないこと等が確認できる書類(登記の写し等))、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(写し1部)のみを添付すると考えてよいでしょうか。</p> | <p>再委託予定事業者に係る提出書類については、【説明書 6(1)提出書類】のとおりであり、応募資格確認申請書(様式1)に添付してください。</p> <p>広島市税の納税証明書(写し可)(広島市に納税義務がない場合は、申立書(様式7)及び広島市に事業所を有しないこと等が確認できる書類(登記の写し等))、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)を提出してください。また、5 応募資格(1)カ、キ、クを再委託予定事業者により満たす場合は、【様式5】に記入した内容に応じた応募資格が確認できる各書類を提出してください。</p> |

| 質 問  | 回 答   |
|--|---|
| <p>4. 【提案書について】<br/>提案書の枚数について制限がありますか。また A3 資料の添付も可能でしょうか。</p>                                | <p>提案書の枚数については、【様式 5】の最終ページにある注意事項のとおりです。必要に応じて各記入欄の枚数を追加していただいて構いませんが最小限にとどめてください。<br/>また、公示した様式 (A4) で作成してください。</p> |
| <p>5. 【提案書について】<br/>提案書 (様式 5) 2 実施体制等(2)同種又は類似業務の実績及び 3 従事予定者の経験・能力は、再委託予定事業者の記載も必要でしょうか。</p> | <p>【様式 5 2(2)同種又は類似業務の実績、3 従事予定者の経験・能力】について、評価は提出いただいた提案書の内容に対して行います。評価を希望する場合は、記入してください。</p>                         |
| <p>6. 【その他】<br/>受託候補者に特定された場合、提案書に記載のない再委託予定事業者を後から追加選定することは可能でしょうか。</p>                       | <p>契約に基づく協議により、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、可能とします。<br/>なお、評価は提出いただいた提案書の内容に対して行います。</p>   |
| <p>7. 【その他】<br/>受託候補者に特定された場合、今後の業務及び工事に参加することは可能でしょうか。</p>                                    | <p>現在、決定している事項はありません。</p>   |
| <p>8. 【その他】<br/>受託候補者に特定された場合、今回の技術検討業務にない調査業務等が生じた場合は、追加費用を認めていただけるのでしょうか。</p>                | <p>本業務の内容は、基本仕様書のとおりであり、調査業務等を本業務において行うことは考えていません。<br/>なお、提案内容は【説明書 2 事業費】を踏まえたものとしてください。</p>                         |
| <p>9. 【その他】<br/>応募資格確認申請書を提出し、資格確認がなされた場合、仮に会社都合等により提案書の提出ができなくなった時は、指名停止措置等の罰則規定はありますか。</p>   | <p>ご質問のような罰則規定は設けていません。</p>   |

(注) ・この質疑応答書は、基本仕様等の追補とみなす。

・質問は質問内容が明確になるよう、一部記載を整えています。